

# 佐賀県地域医療対策協議会令和2年度運営計画（案）について

---

佐賀県健康福祉部医務課  
医療人材政策室  
令和2年9月30日

# 令和2年度地域医療対策協議会の法定事項別検討項目

- 佐賀県医師確保計画内に記載された継続検討事項や具体的な医師確保対策を実施する上で関係者間の協議・調整を行うものとして地域医療対策協議会は位置付けられている。（厚労省運営指針）
- 今年度は、令和2年11月頃、令和3年2月頃に地対協の開催を予定し、以下の検討項目について議論を進めたい。
- また、医師の働き方改革の動向についても医師の確保に影響があることから、地域医療対策協議会においても議論を行いたい。

法定事項	検討項目
①キャリア形成プログラムに関する事項	✓ 今回協議（継続して改善の協議）
②医師の派遣に関する事項	✓ 次回以降、派遣調整の方法について具体的に協議し、年度内に一定の方向性について合意
③キャリア形成プログラムに基づき医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 自治卒業医師、修学資金貸与医師等の育成について、佐賀大学医師育成・定着プラン（仮称）と合わせて議論</li> <li>✓ 年度内に一定の方向性について合意</li> </ul>
④医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項	✓ 同上
⑤医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために大学と都道府県とが連携して行う文部科学省令・厚生労働省令で定める取組に関する事項	✓ 「地域枠」の取扱いについて厚生労働省及び文部科学省において議論が行われており（令和3年3月頃に結論）、地対協においても必要に応じて検討
⑥医師法の規定によりその権限に属させられた事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 臨床研修に関する知事の権限及び専門研修に関する知事意見への対応</li> <li>✓ 定期的な法定事務に対処</li> <li>✓ 2月の地対協において臨床研修定員について意見を聴取</li> </ul>
⑦その他医師の確保を図るために必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 令和2年度地対協運営計画</li> <li>✓ 医師の働き方改革への対応</li> <li>✓ SAGA Doctor-S プロジェクトの推進</li> <li>✓ 佐賀大学医師育成・定着プラン（仮称）の検討</li> <li>✓ 外科医の育成・定着に向けた検討</li> <li>✓ 診療所の医師の高齢化に伴い診療所が廃止されるなどして身近な医療が受けられなくなる可能性のある地域への支援のあり方の検討</li> </ul>

## 地域医療対策協議会について

---

# 佐賀県地域医療対策協議会の概要

## 趣旨

- 医療計画（医師の確保に関する基本的な事項）の策定に当たっての意見聴取の場（医療審議会了解）
- 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23の規定に基づき設置。法で定められている事項について協議の場

## 委員等構成

- 委員は、地域医療対策協議会運営指針（厚労省通知）に定める団体等から就任し、医療計画（医師の確保に関する基本的な事項）について意見を述べ、法定協議事項等を協議  
（関係団体…特定機能病院、地域医療支援病院、公的医療機関、臨床研修病院、民間病院、診療学識経験者団体、大学等医療従事者養成機関、社会医療法人、NHO、JCHO、医療関係団体、関係市町村、地域住民団体）
- 臨時委員は、臨時に出席を依頼し、特別の事項を協議（他県大学関係者等を想定）
- オブザーバーは、専門的立場から助言

## 運営

- 協議が必要な事項の議事は、出席した委員・臨時委員の過半数で決定。可否同数の場合、会長が決定
- 専門的な事項を検討するため、ワーキンググループの設置が可能

### 意見聴取事項

医療計画（医師の確保に関する基本的な事項）について意見聴取

（参考）計画の具体的な内容

- ① 二次医療圏及び三次医療圏の医師確保方針
  - ② 医師偏在指標を踏まえて定める二次医療圏において確保すべき医師数目標
  - ③ 医師偏在指標を踏まえて定める三次医療圏において確保すべき医師数目標
  - ④ 目標達成に向けた医師派遣その他の施策
- ※ 提供される医療の種別ごとに厚生労働省令で定めるものごとの医師偏在指標に従い、二次医療圏単位で医師少数区域、医師多数区域を設定可能

### 法定協議事項

医療法に掲げる事項を協議（結果を公表）

- ① キャリア形成プログラムに関する事項
- ② 医師の派遣に関する事項
- ③ キャリア形成プログラムに基づき医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項
- ④ 医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項
- ⑤ 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために大学と都道府県とが連携して行う文部科学省令・厚生労働省令で定める取組に関する事項
- ⑥ 医師法の規定によりその権限に属させられた事項
- ⑦ その他医師の確保を図るために必要な事項

# (参考) 佐賀県地域医療対策協議会委員等一覧

氏名	所属・職	厚労省運営指針区分
山下 秀一	佐賀大学医学部附属病院院長	特定機能病院・臨床研修病院
河部 庸次郎	国立病院機構嬉野医療センター院長	地域医療支援病院・臨床研修病院・国立病院機構
佐藤 清治	佐賀県医療センター好生館館長	地域医療支援病院・公的医療機関・臨床研修病院
北島 吉彦	国立病院機構東佐賀病院院長	地域医療支援病院・国立病院機構
志田原 哲	唐津赤十字病院院長	地域医療支援病院・公的医療機関・臨床研修病院
円城寺 昭人	国立病院機構佐賀病院院長	地域医療支援病院・臨床研修病院・国立病院機構
桃崎 宣明	伊万里有田共立病院院長	地域医療支援病院・公的医療機関
藤田 博正	新武雄病院院長	民間病院・臨床研修病院
古賀 義行	佐賀県病院協会会長	民間病院・地域医療関係団体
松永 啓介	佐賀県医師会会長	診療学識経験者団体
森永 幸二	佐賀県医師会副会長	診療学識経験者団体
美川 優子	佐賀県医師会理事	診療学識経験者団体
末岡 榮三郎	佐賀大学医学部学部長	医療従事者養成機関
山元 章生	山元記念病院理事長	社会医療法人
杠 岳文	国立病院機構肥前精神医療センター院長	国立病院機構
浅見 昭彦	地域医療機能推進機構佐賀中部病院院長	地域医療機能推進機構
横尾 俊彦	自治体病院開設者協議会会長	関係市町村
山口 七重	佐賀県地域婦人連絡協議会会長	地域住民団体
(オブザーバー) 桐野 高明	佐賀県医療顧問	都道府県
野田 広	佐賀県健康福祉部医療統括監	都道府県

※令和2年9月30日時点

# (参考) 佐賀県地域医療対策協議会ワーキンググループ一覽

## ○専門研修ワーキンググループ（専門研修WG）

医師の専門研修に関する事項の調査検討するため、地域医療対策協議会にワーキンググループを設置

- (1) 医師法第16条の8第4項における厚生労働大臣に対する知事  
の医師の専門研修等についての意見に関すること
- (2) 専門医の診療科間・地域間の偏在に関すること
- (3) 専門医の育成・確保に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

氏名	所属・職	備考
野田 広	佐賀県医療統括監 (佐賀県地域医療対策協議会委員)	座長
安西 慶三	佐賀大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター長	委員
吉田 和代	佐賀大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター副センター長	委員
藤田 尚宏	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 教育センター長	委員
内藤 光三	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 教育センター副教育センター長	委員

※令和2年9月18日時点

## ○臨床研修ワーキンググループ（臨床研修WG）（案）

医師の臨床研修に関する事項の調査検討するため、地域医療対策協議会にワーキンググループを設置

- (1) 地域における臨床研修の質の向上に関すること
- (2) 地域における研修医の確保に関すること
- (3) 地域における研修医の募集定員の設定に関すること
- (4) 地域における指導医の確保、養成に関すること
- (5) 地域における臨床研修病院群の形成に関すること
- (6) その他必要な事項に関すること

# 地域医療対策協議会運営指針の協議内容（概要①）

- 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の23第1項に定める「地域医療対策協議会」の運営の在り方について、厚生労働省は「地域医療対策協議会運用指針について」（平成30年7月25日付け厚生労働省医政局長通知）等を発出しており、協議事項に関する概要は以下のとおり。

## 協議事項

次に掲げる事項を協議し、結果を公表

- ① キャリア形成プログラムに関する事項
- ② 医師の派遣に関する事項
- ③ キャリア形成プログラムに基づき医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項
- ④ 医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項
- ⑤ 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために大学と都道府県とが連携して行う文部科学省令・厚生労働省令で定める取組に関する事項
- ⑥ 医師法の規定によりその権限に属させられた事項
- ⑦ その他医師の確保を図るために必要な事項

## ①キャリア形成プログラム

- キャリア形成プログラム運用指針による

## ②医師の派遣に関する事項

- 地对協において、都道府県内の各医療機関の診療科ごとに、医師を派遣する必要性を慎重に検討した上で、派遣期間及び人数を協議（ただし、個人情報保護の観点から、協議が調った事項として公表する内容は、各医療機関の診療科ごとの派遣期間及び人数とする）
- 地对協において、派遣調整を行う対象となる医師は、地域枠医師を中心としたキャリア形成プログラムの適用を受ける医師が基本
- 派遣される医師の能力の開発及び向上を図るには、当該医師が派遣される医療機関における指導医の確保が重要であることに留意し、地域医療対策協議会において、大学と調整
- 大学からの医師派遣先でないことなどにより、必要とされる医師が確保できない医療機関に対して都道府県が協議対象医師を配置する等、都道府県による医師派遣と大学による医師派遣との整合性の確保を図る
- 医師派遣と地域医療構想の達成に向けた都道府県の具体的対応方針との整合性を確保し、救急医療、小児医療、周産期医療等の政策医療を地域で中心的に担うものとして地域医療構想調整会議で合意を得たもの等から協議対象医師が適切に配置されるようにする
- 都道府県による協議対象医師の派遣先が、理由なく公立・公的医療機関に偏ることがないようにする
- 都道府県による医師の派遣先の決定に当たっては、都道府県の政策的観点が一程度反映されるよう、地域医療支援センターが作成した派遣計画案を基に、地域医療対策協議会で協議して派遣先を決定

# 地域医療対策協議会運営指針の協議内容（概要②）

## ③派遣医師の能力の開発及び向上に関する継続的援助

- 継続的な援助の具体的な内容として、例えば、医師の確保を特に図るべき区域に派遣されている間も、大学病院等での手術に参加する機会や、最新の医学知識・技術についての情報を提供すること等が考えられる。そのためには、例えば都道府県が積極的な情報発信を行う、大学が交代医師を派遣する等、関係者がそれぞれの役割に応じた協力を行うことが必要

## ④派遣医師の負担軽減措置

- 医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の負担の軽減のために、交代医師の派遣や、グループ診療のあっせん、テレカンファレンスや遠隔画像診断等の遠隔診療の支援等の措置の実施体制について協議
- 協議に当たっては、例えば交代医師の派遣やグループ診療のあっせんの実施には、大学等の医師派遣を行う者が重要な役割を担い、また、テレカンファレンスや遠隔画像診断等の遠隔診療の支援には地域の中核病院等が重要な役割を担うことから、これらの者との連携の在り方について十分な調整

## ⑤大学と都道府県が連携して行う文科省令・厚労省令で定める取組

- 大学における地域枠や地元枠の設定に関して協議等

## ⑥医師法における権限

- 日本専門医機構等に対する専門研修に対する意見陳述（別途通知）
- 平成32年度以降、臨床研修病院の指定や、都道府県内の臨床研修病院ごとの研修医の定員の設定に関する事項が協議の対象

## ⑦その他医師確保に関する事項

- 地域医療対策協議会の実効的な運営のために、構成員の合意の下、年間の開催回数と開催時期、各回における協議事項等を含む年間の運営計画を定める。なお、医師派遣の協議は、一般に、大学による新年度の医師派遣の計画案が概ね定まるのが前年末であることを踏まえ、その時期を目安に地域医療対策協議会を開催し、協議
- その他、地域医療介護総合確保基金事業の計画や医師確保関連予算の執行計画等、都道府県の実情に照らし、医師の確保を図るために必要と認められる事項について協議

## 関係者の責務

- 法の規定により、地域医療対策協議会の構成員は、都道府県から地域医療対策協議会の協議に参画するよう求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない
- 法の規定により、地域医療対策協議会の構成員及び医療従事者は、地域医療対策協議会において協議が調った事項等の実施に協力するよう努めるとともに、都道府県知事からの要請に応じ、医師確保対策に協力するよう努めなければならない（ただし、都道府県知事から地域医療対策協議会の構成員に対する協力の要請は、地域医療対策協議会において協議が調った事項に基づくものに限定）

## 適正な運営の確保

- 国は、毎年度フォローアップを行い、必要に応じ都道府県に改善を求める
- 医師派遣が理由なく公立・公的医療機関に偏っている等、都道府県における不適切な運営が認められた場合、国は、翌年度の医療介護総合確保基金の配分において査定